

広島市発注建設コンサルタント業務等における
広島県工事中情報共有システムの試行利用について

1. 概要

情報共有システムはインターネットを利用して、受発注者間で工事施工中、業務履行中に関する様々な情報を共有し相互利活用できるシステムである。

2. 利用するシステム

広島県が構築し、一般社団法人広島県土木協会（以下、「土木協会」という。）が提供している広島県工事中情報共有システムとする。

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

3. 対象業務

全ての建設コンサルタント業務等（土木関係）を対象とし、受注者の希望により実施する（受注者希望型）。

4. 利用料

利用料は 68,000 円／件（税抜）

支払いは受注者が土木協会へ行う。

5. 積算方法

「測量業務」においては間接測量費率分に、「地質調査業務」においては業務管理費率分に、「土木設計業務」においては間接原価率分に含まれているため、別途計上の必要はない。

6. 利用決定

契約後、利用について受発注者間で書面により協議を行う。

7. 実施内容

登録様式として、「業務打合せ簿」、「業務履行報告書」、「業務立会書」、「打合せ記録簿」（以下、これらを「業務帳票」という。）があるが、「業務打合せ簿」、「業務履行報告書」は原則利用することとし、その他の様式については任意とし、システムを利用して作成、発議、決裁を実施するものとする。なお、以下については従来どおり、紙で提出するものとする。

（1）契約関係書類（本書に綴る書類）

（2）業務計画書

（3）原本が紙媒体の書類が含まれる場合（会社印等を押印した書類を含む）

（4）部長以上の決裁が必要な書類

8. 検査

業務帳票は紙に出力せずに、電子データを利用した検査を行うこととする（必要であれば、紙に出力することも可）。検査環境はオフラインのため、受注者が情報共有システムから予め業務帳票をパソコン等検査機器にダウンロードし、準備することとする。紙帳票

については、従来どおり紙で検査をすることとする。

9. 業務帳票の納品

業務帳票は受注者により、土木設計業務においては報告書、図面及び写真等を、測量業務においては測量情報管理ファイル、報告書及び測量成果等を、地質調査業務においては報告書及びボーリング柱状図等とともに、電子媒体で納品することとする。

10. 広島市設計図書等データベースシステム（技管データシステム）への成果品登録

広島市設計図書等データベースシステムに登録する成果品は、広島市電子納品の手引き（令和3年3月）による。

11. 利用に関するアンケート調査

情報共有システム利用に関する検証を行うため、検査終了後、別に定めるアンケートに受発注者は回答し、電子メールで技術管理課(gikan@city.hiroshima.lg.jp)へ提出すること。